

令和7年度長野県教育委員会免許法認定講習実施要項

1 目的

教育職員免許法及び同法施行規則に基づき、教育職員等に対し免許状取得に必要な単位を修得する機会を与え、その資質の向上を図ることを目的とする。

2 主催

長野県教育委員会事務局 学びの改革支援課

3 開設科目・日程・会場等

令和7年度長野県教育委員会免許法認定講習 開設講座一覧表のとおり（別紙1）

4 受講資格

長野県の学校に勤務している教員等。ただし、高等学校教諭一種免許状（情報）に関わる講座（講座番号10～15、18）については、すでに高等学校教諭一種免許状を所持している者に限る。

※講座番号1～6について定員に空きがある場合には、県外の方の受講を認める。

5 単位授与

各科目について、定められた講義時間の5分の4以上を受講し、かつ、試験やその他による成績審査に合格した者に単位を授与する。

6 受講料等

（1）受講料 **1単位につき 1,000 円**（受講書に1,000円分の長野県収入証紙を貼付）

- ・受講承認後、受講者の都合により受講できなくなった場合であっても受講料を納付すること。
- ・県外受講者の方は、本県より郵送で収入証紙を取り寄せての提出になります。なお、詳細については、令和7年6月30日（月）頃までに講座ごとにメールで通知予定の受講承認通知と一緒に送付いたします。

（2）講座に係る費用等

- ・テキスト代や教材費等の実費については、受講者の負担とする。

7 申込方法 ※ながの電子申請サービスで申込。URL、二次元コードについては3月末お知らせ。

下記のURLから必要事項を入力の上、申し込むものとする。

【講座番号1、2、6（小中一・二、高一、養護一・二種免、栄養一・二種免に関わる講座） 申込先】

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=54654



【講座番号3～5（中二種免（美術・技術・家庭）に関わる講座） 申込先】

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=54657



【講座番号10～15、18（高一種免（情報）に関わる講座） 申込先】

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=54659



【講座番号7～9、16、17、19～23（特支一・二種免に関わる講座） 申込先】

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=54664



8 申込期間

令和7年5月8日（木）10時～令和7年6月6日（金）17時まで

※申込み期間以降の受付は行いませんのでご注意ください。

※申込み後、受講承認前に辞退する場合は、学びの支援課へ電話でご連絡ください。

9 受講承認について

- ・受講希望者が定員を上回った場合は、原則として申込順により決定する。ただし、特別支援学校教諭免許状取得希望者は、申込者の単位取得状況等により決定する。
- ・定員を著しく下回った場合は、開講しないことがある。
- ・受講承認・不承認通知は、令和7年6月30日（月）頃までに講座ごとにメールで通知予定。

※受講承認後、受講書（様式1）（長野県教育委員会ホームページからダウンロード）を承認された講座ごとに1枚作成し、下記の送付先へ提出すること。

提出期限：令和7年7月14日（月）

※長野県収入証紙1,000円分（講座番号1・10は2,000円分）を貼付すること。（消印はしないこと）

10 受講の辞退について

受講承認後に、受講者の都合により受講不可能となった場合は、受講書（様式1）を提出した上で、欠席届（様式2）を長野県教育委員会ホームページからダウンロードし、内容記入の上、下記の送付先へ提出すること。なお、この場合の受講料は、原則として返金しない。

11 講習日程

令和7年度長野県教育委員会免許法認定講習 時間割のとおり（別紙2）

12 単位認定証の送付について

- ・単位認定証である「学力に関する証明書」を自宅へ直接送付するため、返信用封筒（切手貼付・宛名記入）を受講承認後提出の受講書（様式1）と一緒に下記の送付先に提出すること。

【提出する封筒】

宛先を明記した角形2号（240mm×332mm）封筒に140円切手を貼付した封筒。

講座番号1、2、6（小中一・二、高一、養護一・二種免、栄養一・二種免に関わる講座）、講座番号3～5（中二種免（美術・技術・家庭）に関わる講座）、講座番号10～15、18（高一種免（情報）に関わる講座）、講座番号7～9、16、17、19～23（特支一・二種免に関わる講座）ごとに封筒1枚。

- ・単位認定証は、令和7年12月末頃を目途に発送予定。

13 その他

- （1）講習会場への直接の連絡は、ご遠慮ください。
- （2）会場へは可能な限り公共交通機関をご利用ください。
- （3）令和8年度の認定講習より受講料につきましては、電子での振込を予定しております。
- （4）【別表8】で中学校教諭二種免許状（美術・技術・家庭）の取得を考えている先生方は、免許状の申請時に小学校における教諭または講師（常勤）として、3年以上の実務経験がある者及びその見込みが必要です。

【受講書の送付先】

〒380-8570 （所在地記載不要）

長野県教育委員会事務局 学びの改革支援課 免許法認定講習担当

【お問い合わせ先】

○講座について（講座番号1～6、10～15、18）

学びの改革支援課 TEL 026-235-7434

○講座について（講座番号7～9、16、17、19～23）

特別支援教育課 TEL 026-235-7456

○免許状の取得・申請について

高校教育課 TEL 026-235-7429

令和7年度長野県教育委員会免許法認定講習 申込み・単位認定の流れ

令和7年5月8日（木）10時～令和7年6月6日（金）17時まで

※申込み期間以降の受付は行いませんのでご注意ください。

県内外の学校勤務の方

- 1 電子申請URLから必要事項を入力し申し込む
※電子申請時、所有する小学校教諭免許状に記載された情報が必要。（講座番号5～10）

- 2 受講承認・不承認通知が登録の個人メールへ講座ごとに届く
（令和7年6月30日（月）頃通知予定）

- 3 **受講書**（様式1）（長野県教育委員会ホームページからダウンロード）を承認された講座ごとに1枚ずつ作成し、単位認定証送付用封筒（角形2号）と一緒に提出
締切り：**令和7年7月14日（月）**
※長野県収入証紙1,000円分（講座番号1・10は2,000円分）を貼付（消印はしない）
※宛先を明記した角形2号（240mm×332mm）封筒に140円切手を貼付し、左端に「学力に関する証明書」在中と朱書きで記入

※同封する返信用封筒の枚数

講座番号1、2、6 ⇒ 講座数によらず1枚

講座番号3～5 ⇒ 講座数によらず1枚

講座番号10～15、18 ⇒ 講座数によらず1枚

講座番号7～9、16、17、19～23 ⇒ 講座数によらず1枚

提出例）講座番号1、7、8の受講承認を受けた場合⇒封筒2枚を提出

- 4 単位認定は、定められた講義時間の5分の4以上を受講し、かつ、試験やその他による成績審査に合格した者に単位が授与される。
単位認定証「学力に関する証明書」は、令和7年12月末までに発送予定。

登録するメールアドレスについての留意事項

重要

- ① 事務局からの連絡は基本的に電子メールで行います。ご自分のメールアドレスを登録する場合は、PDF・Word・Excel・PowerPointが添付ファイルとして受信できるアドレスを登録してください。
- ② 事務局からのメールが受信できない設定になっている場合がまれにあります。あらかじめドメイン「pref.nagano.lg.jp」からのメールを受信できるよう受信許可設定を行ってください。
- ③ 6月30日を過ぎても、受講承認・不承認通知が登録のメールアドレスに届かない場合、又、届かない講座がある場合には、下記連絡先へご連絡ください。
講座番号1～6、10～15、18 学びの改革支援課（TEL 026-235-7434）
講座番号7～9、16、17、19～23 特別支援教育課（TEL 026-235-7456）

＜中学校教諭二種免許状（美術）を希望される先生方へ＞

※必ずお読みください。

1 目的

公立小学校の先生方が中学校美術の免許を取得するために講習を受講し、学習指導要領に即した指導方法を加えた美術の指導力の向上に資することを目指す。

2 開設科目、授与単位数等

＜【別表 4】現在中学校の免許状を所持し、新たに他教科の中学校の免許状を取得する場合＞

長野県教育委員会では本年度開設する科目は 1 科目 1 単位である。

※R 7 開講予定

	教育職員免許法施行規則に定める教育科目		開設科目	単位数
指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	絵画（映像メディア表現を含む。）	絵画基礎（１）	1
			絵画基礎（２）	1
		彫刻	彫刻基礎（１）	1
			彫刻基礎（２）	1
		デザイン（映像メディア表現を含む。）	デザイン基礎（１）	1
			デザイン基礎（２）	1
		工芸	工芸基礎（１）	1
			工芸基礎（２）	1
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	美術史・美術理論基礎（１）	1
			美術史・美術理論基礎（２）	1
美術科教育法（１）※			1	
			美術科教育法（２）	1
			美術科教育法（３）	1
合 計			13 単位	

＜【別表 8】現在小学校の免許状を所持し、新たに中学校の免許状を取得する場合＞

長野県教育委員会では本年度開設する科目は 2 科目 3 単位である。

※R 7 開講予定

	教育職員免許法施行規則に定める教育科目		開設科目	単位数
指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	絵画（映像メディア表現を含む。）	絵画基礎（１）	1
			絵画基礎（２）	1
		彫刻	彫刻基礎（１）	1
			彫刻基礎（２）	1
		デザイン（映像メディア表現を含む。）	デザイン基礎（１）	1
			デザイン基礎（２）	1
		工芸	工芸基礎（１）	1
			工芸基礎（２）	1
	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	美術史・美術理論基礎（１）	1	
		美術史・美術理論基礎（２）	1	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	美術科教育法（１）※	1		
	美術科教育法（２）	1		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒指導・教育相談・進路指導の理論と方法※ （受講料 2,000 円必要）	2
合 計			14 単位	

3 単位習得までの流れ

※令和 7・8・9 年度の 3 年間で免許を取得することができるよう免許法認定講習を開設する。

なお、令和 10 年度以降の開講については検討中。

（令和 7・8・9 年度で取得を希望する者）

	令和 7 年度(2025 年度)	令和 8 年度(2026 年度)	令和 9 年度(2027 年度)	累計単位
別表 4	1 単位	6 単位	6 単位	13 単位
別表 8	3 単位	6 単位	5 単位	14 単位

＜中学校教諭二種免許状（技術）を希望される先生方へ＞

※必ずお読みください。

1 目的

公立小学校の先生方が中学校技術の免許を取得するために講習を受講し、学習指導要領に即した指導方法を加えた技術の指導力の向上に資することを目指す。

2 開設科目、授与単位数等

＜【別表4】現在中学校の免許状を所持し、新たに他教科の中学校の免許状を取得する場合＞

長野県教育委員会で本年度開設する科目は1科目1単位である。

※R7開講予定

	教育職員免許法施行規則に定める教育科目		開設科目	単位数
指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	材料加工(実習を含む。)	木材加工基礎（１）	1
			木材加工基礎（２）	1
			金属加工基礎	1
		機械・電気(実習を含む。)	機械基礎	1
			電気電子基礎（１）	1
			電気電子基礎（２）	1
		生物育成	栽培基礎（１）	1
			栽培基礎（２）	1
		情報とコンピュータ	情報基礎（１）	1
	情報基礎（２）		1	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。)	技術科教育法（１）※	1	
		技術科教育法（２）	1	
		技術科教育法（３）	1	
合 計			13 単位	

＜【別表8】現在小学校の免許状を所持し、新たに中学校の免許状を取得する場合＞

長野県教育委員会で本年度開設する科目は2科目3単位である。

※R7開講予定

	教育職員免許法施行規則に定める教育科目	開設科目	単位数
指導法に関する科目	材料加工(実習を含む。)	木材加工基礎 (1)	1
		木材加工基礎 (2)	1
		金属加工基礎	1
	機械・電気(実習を含む。)	機械基礎	1
		電気電子基礎 (1)	1
		電気電子基礎 (2)	1
	生物育成	栽培基礎 (1)	1
		栽培基礎 (2)	1
	情報とコンピュータ	情報基礎 (1)	1
		情報基礎 (2)	1
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	技術科教育法 (1) ※	1
		技術科教育法 (2)	1
道徳、総合的な学習の時間等 の指導法及び生徒指導、 教育相談に関する科目	生徒指導の理論及び方法 教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒指導・教育相談・進路指導の理論と方法※ (受講料 2,000 円必要)	2
合 計		14 単位	

3 単位習得までの流れ

※令和7・8・9年度の3年間で免許を取得することができるよう免許法認定講習を開設する。

なお、令和10年度以降の開講については検討中。

(令和7・8・9年度で取得を希望する者)

	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)	令和9年度(2027年度)	累計単位
別表4	1 単位	6 単位	6 単位	13 単位
別表8	3 単位	6 単位	5 単位	14 単位

＜中学校教諭二種免許状（家庭）を希望される先生方へ＞

※必ずお読みください。

1 目的

公立小学校の先生方が中学校家庭の免許を取得するために講習を受講し、学習指導要領に即した指導方法を加えた家庭の指導力の向上に資することを目指す。

2 開設科目、授与単位数等

＜【別表4】現在中学校の免許状を所持し、新たに他教科の中学校の免許状を取得する場合＞

長野県教育委員会では本年度開設する科目は1科目1単位である。

※R7開講予定

	教育職員免許法施行規則に定める教育科目		開設科目	単位数
指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	家庭経営学（家族関係学及び家庭経営学を含む。）	生活経営学基礎（１）	1
			生活経営基礎（２）	1
		被服学（被服実習を含む。）	被服学基礎（１）	1
			被服学基礎（２）	1
		食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	食物学基礎（１）	1
			食物学基礎（２）	1
		住居学	住居学基礎（１）	1
			住居学基礎（２）	1
	保育学	保育学基礎（１）	1	
		保育学基礎（２）	1	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	中等家庭科教育法（１）※	1	
中等家庭科教育法（２）		1		
中等家庭科教育法（３）		1		
合　　計			13 単位	

＜【別表8】現在小学校の免許状を所持し、新たに中学校の免許状を取得する場合＞

長野県教育委員会では本年度開設する科目は2科目3単位である。

※R7開講予定

	教育職員免許法施行規則に定める教育科目		開設科目	単位数
指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	家庭経営学（家族関係学及び家庭経営学を含む。）	生活経営学基礎（１）	1
			生活経営基礎（２）	1
		被服学（被服実習を含む。）	被服学基礎（１）	1
			被服学基礎（２）	1
		食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	食物学基礎（１）	1
			食物学基礎（２）	1
		住居学	住居学基礎（１）	1
			住居学基礎（２）	1
	保育学	保育学基礎（１）	1	
		保育学基礎（２）	1	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		中等家庭科教育法（１）※	1
			中等家庭科教育法（２）	1
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒指導・教育相談・進路指導の理論と方法※ （受講料 2,000 円必要）	2
合 計			14 単位	

3 単位習得までの流れ

※令和7・8・9年度の3年間で免許を取得することができるよう免許法認定講習を開設する。

なお、令和10年度以降の開講については検討中。

（令和7・8・9年度で取得を希望する者）

	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)	令和9年度(2027年度)	累計単位
別表4	1 単位	6 単位	6 単位	13 単位
別表8	3 単位	6 単位	5 単位	14 単位

＜高等学校教諭一種免許状（情報）を希望される先生方へ＞

※必ずお読みください。

1 目的

すでに高等学校教諭一種免許状を所持している先生で、高等学校教諭一種免許状（情報）を取得するために講習を受講し、学習指導要領に即した指導方法を加えた情報の指導力の向上に資することを目的とする。

2 開設科目、授与単位数等

長野県教育委員会で開設する科目は7科目8単位である。R 5・6 開講済、※R 7 開講予定

教育職員免許法施行規則に定める教育科目		開設科目	単位数
教科に関する科目	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理	情報システム実験Ⅰ（１）	1
		情報職業論（２）	1
		情報社会論（１）	1
		情報社会論（２）※	1
		情報倫理※	1
	コンピュータ・情報処理	基礎プログラミング（１）	1
		基礎プログラミング（２）※	1
		コンピュータ・サイエンス基礎（１）	1
		地理情報活用論（１）	1
		地理情報活用論（２）※	1
	情報システム	データベース（１）	1
		データベース（２）	1
		経営情報システム論※	2
	情報通信ネットワーク	コンピュータネットワーク（１）	1
		情報セキュリティ（１）	1
	マルチメディア表現・マルチメディア技術	マルチメディア論（１）	1
		マルチメディア論（２）※	1
		情報デザイン※	1
	情報と職業	情報職業論（１）	1
教職に関する科目	各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）	情報科教育法Ⅰ	2
		情報科教育法Ⅱ	2
計		24 単位	

3 単位習得までの流れ

※令和5・6・7年度の3年間で免許を取得することができるよう免許法認定講習を開設する。
なお、令和8年度以降の開講については検討中。

（令和5・6・7年度で取得を希望する者）

令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	累計単位
8 単位	8 単位	8 単位	24 単位